

医師のみなさまへのお願い

～旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書の作成に当たって～

(1)「旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書」について

- 「旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書」は、請求者が当時優生手術を受けたことを証明する診断書ではなく、生殖を不能にする手術もしくは放射線照射を受けたことによるものである可能性がある所見が現存しているかどうか（主には当時の手術痕が残っているかどうか）を主に問診及び視診で医師に客観的に確認していただき、記載して頂くものです。
- この診断書は、こども家庭庁に設置される「旧優生保護法補償金等認定審査会」が、支給認定の判断をする際に参考とする資料であり、これをもって、請求者が、優生手術を受けたこと（もしくは受けていないこと）を確定するものではありません。
- したがって、手術痕が無い場合は無い旨をご記載いただき、手術痕の存在が確認できる場合は、当該手術痕が優生手術によるものかどうか判断がつかない場合であっても、現認できる手術痕について記載した上で、備考欄に、何の手術によるものか判断ができない旨を記載してください。
例えば、放射線照射を受けた場合や、帝王切開等とあわせて優生手術を受けた場合などもあることから、手術痕が無い、又は、はっきりと確認できないことだけをもって、不認定となるものではありません。
- また、上記のとおり、診断書は現在手術痕が残っているか等を記載するものですので、当時、優生手術を行った医療機関が記載することを想定しているのではなく、請求者にとって利便のよい医療機関で作成頂くことを想定しています。
- この診断書は、優生手術等を実施した記録が残っていない場合には、補償金・優生手術等一時金支給認定に当たっての重要な資料となるため、請求者には可能な限り提出をお願いしています。医師のみなさまにおかれては、診断書の作成につき、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（裏面に続く）

こども家庭庁

また、補償金・優生手術等一時金を請求される方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、受診することに心理的ストレスを感じる方もおられることを前提に、プライバシーの確保や請求者の気持ちに寄り添った対応など特段の配慮をお願いいたします。

○ なお、この診断書の作成を行った場合の診断書作成料及び診断料は、各医療機関において通常診断書の作成の際に支払いを求める費用により徴収いただくことを想定しています。

※ 診断書の作成に関しては、こども家庭庁から、支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。

支払われる費用の上限は、規則により、診断料は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和6年6月1日時点で2,910円。診療報酬改定により変動あり。）、診断書作成料は5,000円とされています。

(2) 診断書の記載事項について

1. 請求者情報

補償金・優生手術等一時金を請求される方（診断の対象となる方）の氏名・性別・生年月日・住所をご記載ください。

2. 既往歴、3. 自覚症状欄

基本的には、通常の診療と同様に、特に限定することなく既往歴・自覚症状をご記載ください。また、手術痕を診察する際に、手術痕に係る既往歴や自覚症状があるようであれば、ご記載ください。

4. 手術痕

- 手術痕が認められる場合、手術痕の位置や長さについてご記載ください。手術痕はあるが、優生手術による所見かどうかわからない場合は、5. 備考欄に何の手術によるものか判断ができない旨をご記載ください。
- 手術痕が無い場合は、無い旨をご記載ください。

5. 備考欄

上記のほか、付記すべき事項等がある場合、備考欄にご記載ください。